

# 平成28年第3回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年3月25日(金) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員16名

1番 坂下 正幸	8番 田中 喜義	(欠席)
2番 石倉 稔	9番 新澤 晟	16番 新谷 義治
3番 谷内 吉夫	10番 岩坂 一明	17番 田上 正男
4番 山本 秀夫	11番 山崎 覺治	
5番 森谷 正美	12番 坂本 昭信	
6番 安 津久人	13番 東 克芳	
7番 向面 正一	14番 大宮 正	

### (2) 欠席委員

15番 森山 博

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第11号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

## 7 報告事項

- (1) 報告第 7号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第 8号 農地法第18条第1項第2号の規定による農地の賃貸借の解約について
- (3) 報告第 9号 農地の形状を変更することについて

## 8 議事

開会 10:00 閉会 11:23

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、16名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第3回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号10番 岩坂 一明 委員 及び 議席番号11番 山崎 覺治 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第8号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明します。議案書2ページをご覧ください。議案第8号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 申請番号1番です。土地の所在は町野町南時国〇〇の田 1,377 m <sup>2</sup> 、町野町西時国〇〇の田 2,087 m <sup>2</sup> 、町野町大川〇〇の畑 171 m <sup>2</sup> 、町野町大川〇〇の畑 806 m <sup>2</sup> 、町野町伏戸〇〇の田 680 m <sup>2</sup> 、町野町伏戸〇〇の畑 255 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 131 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 175 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 304 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 23 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 23 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の畑

	<p>56 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 102 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 20 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 274 m<sup>2</sup>です。譲受人は鳳珠郡能登町の〇〇さんで譲渡人は東京都千代田区の〇〇です。耕作者数は1名です。</p> <p>合計 15 筆、6,484 m<sup>2</sup>で内訳は田が 5,074 m<sup>2</sup>、畑が 1,410 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号1番については私の方から意見を述べます。</p>
向面会長	<p>〇〇のお父さんは交通事故で最近亡くなられて、その相続人である〇〇が能都町〇〇から通って耕作するという事です。お父さんも〇〇に住んでおりました。という事で転用目的でもございませんし、相続に等しいです。以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑を許します。</p>
石倉委員	<p>耕地についてはどうこうという事はありませんが管財人が入った理由は为什么呢。</p>
事 務 局	<p>この財産管理人なんですが、〇〇さんは事業を行っておりまして、相続財産にはいろいろありましたので今回相続財産管理人が入っております。今回、農業委員会では農地についてですが、その他のものも含めて相続財産管理人が管理しております。そのため、農地の異動につきましても相続財産管理人を通しての異動となります。</p>
議 長	<p>ほかにございせんか。ないようですので採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第8号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第8号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第9号】の農地法第4条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>はい。ご説明いたします。議案書 5 ページをお開きください。議案第 9 号農地法第 4 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 2 件です。</p> <p>申請番号 1 番です。土地の所在は釜屋谷町〇〇の田 317 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 72 m<sup>2</sup>で、申請人は釜屋谷町の〇〇さんで転用目的は露天資材置場です。申請者は土木建設業を営んでおり今回資材置場の拡張を予定しています。申請地については中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第 2 種農地と考え、今回申請地の脇に既存施設があり、面積は 865 m<sup>2</sup>です。今回申請面積が 380 m<sup>2</sup>ほどであることから既存施設の拡張として妥当と考えております。</p> <p>申請番号 2 番です。土地の所在は小伊勢町〇〇の田 412 m<sup>2</sup>で、申請人は小伊勢町の〇〇さんで転用目的は事務所用地です。申請者は地方公務員であります。3 月に退職を予定しており、退職後に土地家屋調査士の業務を行うため集落内に事務所を建設する予定としております。申請地は 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第 1 種農地と考えておりますが、また予定地付近に住宅があることから集落に接続していると考え妥当であると考えております。</p> <p>以上、合計 3 筆、801 m<sup>2</sup>で内訳は田が 801 m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、申請番号 1 番および 2 番について地区担当委員 議席番号 1 番 坂下 正幸 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>はい、1 番坂下です。先だって調査を行って参りました。森谷職務代理、田中運営委員、新澤運営委員と事務局、坂下で現地確認を行って参りました。釜屋谷町の申請地については今ほど説明がありましたが、資材置場を広げるという事で申請が出てまして、横はお宮さんの参道で舗装がしております。特に問題もないので調査員の方々と見て参りました。続いて小伊勢町の申請地については説明のありましており事務所を建てるという事で平屋建てであり畑全体の面積も広いですが、前の方は駐車場として利用し、後ろの方も空きますので左右には邪魔にならないと聞いておりますので調査員の方々とはこれも問題ないと見て参りました。</p>

	た。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(質疑・意見なし)
議 長	ほかにございませんか。 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第9号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第9号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第10号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。ご説明いたします。議案書9ページをご覧ください。議案第10号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 申請番号1番です。譲受人はすべて新潟県新潟市の〇〇で転用目的は店舗・駐車場用地です。山岸町〇〇の田675㎡、山岸町〇〇の田657㎡については貸出人が山岸町の〇〇さんです。山岸町〇〇の田680㎡については貸出人が金沢市の〇〇さんです。山岸町〇〇の田680㎡のうち23㎡については貸出人が山岸町の〇〇さんです。山岸町〇〇の田680㎡のうち665㎡、同じく〇〇の田680㎡については貸出人が山岸町の〇〇さんです。山岸町〇〇の田648㎡のうち634㎡については貸出人が山岸町の〇〇さんです。山岸町〇〇の田550㎡、同じく〇〇の田680㎡については貸出人が山岸町の〇〇さんです。山岸町〇〇の田680㎡については貸出人が鳳至町の〇〇さんです。山岸町〇〇の田680㎡、同じく〇〇の田680㎡については貸出人が宅田町の〇〇さんです。山岸町〇〇の田680㎡については山岸町の〇〇さんです。山岸町〇〇の田680㎡、同じく〇〇の田680㎡については貸出人が山岸町の〇〇さんです。山岸町〇〇の

	<p>田 351 m<sup>2</sup>については貸出人が宅田町の〇〇さんです。山岸町〇〇の田 167 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 148 m<sup>2</sup>については貸出人が宅田町の〇〇さんです。以上合計 18 筆 10,676 m<sup>2</sup>のうち 9,990 m<sup>2</sup>で内訳は田が 10,676 m<sup>2</sup>のうち 9,990 m<sup>2</sup>です。なお、今回転用については3月の総会で諮る事になっておりますが、水路と農道の関係もございまして土地区画整理事業が行われております。こちらの方の認可につきましては2月末に都市整備課で土地区画整理事業の許可がされています。そのため付近を通った方には造成を行っているのではないかと思われるかもしれませんが、土地区画整理事業において水路や農道を触っているとご理解ください。こちらについては用途地域が定められている区域、準工業地域・第一種住居地域であることから第3種農地と考えており原則許可となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号1番について地区担当委員 議席番号6番 安 津久人 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>はい、6番安です。去る3月23日、森谷職務代理、田中・新澤運営委員と私が地区の担当委員という事で現地を調査して参りました。現地は図面のとおり、バイパスの絵は入っていませんが山岸町から入っているところでありまして、その輪島バイパスに隣接する18筆、1万m<sup>2</sup>ほどの広大な面積でありました。申請は〇〇さんで立会人の〇〇さんに概要をお聞きしたところ石川県の土地区画整理事業の認可を受けてさしあたり農業用の用排水と道路工事を実施しておりました。事業も大きいので委員の方も現地調査をした方がいいと思いました。以上です。</p>
議 長	<p>はい。それではこれより質疑を許します。</p>
向面会長	<p>これは第3種農地でしたね。</p>
事 務 局	<p>はい、そうです。</p>
大宮委員	<p>勝手な質問やけど、この申請の仕方というのは農業委員会への申請を先にしないといけないものではないのか。腑に落ちんのやけど。まず委員</p>

	会の許可を得なければ都市整備もなにもないと思うんやけど。どうでしょうか会長。
議長	水路などは土地改良区が認可してるんですよ。
大宮委員	それでは農業委員は許可せざるを得ないという事じゃないですか。
安委員	土地改良区は関係ありません。県が認可している。
事務局	最終的な目に見えている目的としては転用なんですけど、区画整理事業というのはあくまで区画を整理する事業という事でございまして、転用するかどうかというのはわからないですし、このまま終わるという事もあります。あくまで転用というのは別にという事です。
安委員	農業委員の耳に入っていないのも不思議だと思っていたんですが。
事務局	区画整理事業としてさわっている所はその後の話として転用も出てきているので許可を得ずに行っていると思われるかもしれませんが、あくまで区画整理事業としては区画整理や水路をきれいにするという事でその後転用申請が出る事になります。
大宮委員	手順としては県の許可が出た時点で農業委員の皆さんにこういう事をしますと了承なりしてもらわないと、いきなりユンボでこんな事やられた日には農業委員会でいつ話があったと言うことで面白くないわね。
谷内委員	さっきいう話で農地の形状を変える時には許可は必要ではないのかね。
田中委員	土盛りしてあと整地だけしてしまえば終わりという気もするね。
大宮委員	県の許可でこのような事をやっておりますと報告してもらえれば、その後これが出ればそうやったんかという話になるけども、許可しないといけないような形に見た目があるので。
事務局	大宮委員さんのおっしゃられるとおり申請も時期的に最悪でも同時進行

であれば良かったのかもしれませんが我々のご案内が遅れまして、今ほど坂出が言いましたとおり、県の事業認可が下りたのが 2 月 18 日でございます。先月の総会の時にお知らせをする事ができた部分です。申し訳ありません。

安委員さんのお話にもありましたが今現在土地区画整理事業が予定されているのは 2 万㎡ほどです。今回転用申請が出ているのが約半分ですので、残り半分は出てきておりません。この後については今後出てくる可能性が高いと思っております。

石倉委員 今の話の中では区画整理事業に絡めて水路をさわっているのか、〇〇の転用に伴ってなんでしょう。区画整理のお金は誰が負担しているのですか。

事務局 区画整理につきましては地元の同意を得て〇〇がやっている話です。県の補助金とかは一切入っていないです。よくある民間がやって宅地分譲するとかその類いになります。

石倉委員 そうなると今ほど大宮委員が言った話になるのでは。

谷内委員 過去にもこのような店舗が進出しているけど同じような流れですか。今回が特別なんか初めてなんか、あの辺りは昔は農地やったでしょう。

事務局 区画整理が入ったかどうかはわかりません。

東委員 既成事実が出来てしまえばなんでもかんでもできるというのはダメでしょう。

大宮委員 広大な農地を許可する委員会の話がどこかに行っちゃって、どこでもなんでもあんな大きいの許可していいという風になると批判されるだけやもんで。

谷内委員 過去にあんだけの工事をしているんやけど、農地の種類にすれば 3 種で 1 種ではないんですね。



事務局	<p>1種ではないです。時期は定かではないんですが、山岸も含めてなんですが都市計画区域内にございます。区域内のなかでここは住むところであるとか工業地域であるとか区域を分けており、その用途が定められた時点で第3種農地となります。山岸町の部分が都市計画の用途地域が定められたのが何時なのかはわかりませんが、昔は田んぼであった時期がありますが、あの近辺に施設が出来ておりますが、今回土地区画整理事業が行われている所から北側にまだ宅田町の田んぼが作られており、そちらへの用水が申請地の脇を通過して用水が供給されている事もあり、今回先に水路は山岸町や宅田町に供給する必要がありますので必要だという事になっております。ただ近くの施設を見ますと近辺には田んぼがない部分もありますのでそういう意味では以前のものとは違っていると考えております。</p>
大宮委員	<p>心配されるのは以前に〇〇が建てられた時に議会の中で賛成反対があったと聞いており、農業委員会が賛成しなければ建たなかったという話もあるし、反対派の人たちは農業委員会の人たちに反対してくれと頼んだという運動もしたという経緯もあります。今のこのやり方やったらうんもすんもなしに許可せざるを得ん流れがあるんですが、今の場合この施設やから反対する事もないんやけど、この流れで変に輪島市にとって足しになるかわからない施設が広大な地面で工事が始まった時に農業委員会が賛成反対となった場合にどんな結論をだすか怖い話やと思います。何の話もせずに輪島市に支障のない業種やったらいいんですけどこの流れやったら県と話を進めていけば私らがわかった時点ではどうしようもない流れになる可能性もあるわけでちょっとやり方が怖いなと感じております。これはしっかりやっついていかんと農地を簡単にいろんな業種が来て建物を建てられると怖い。ここは慎重にやらないといけないと思うよ。</p>
谷内委員	<p>確か今の農業委員が発足したときに市長さんが来たときの挨拶に、市の一等地である場所にああいう風な施設が建つ事に対して農地を守る側とつぶして使う側とそういうジレンマがあるという風な挨拶の内容やっただと思うがそういう所に市もなかなか難しい面もあるのかなと思っていたのですが大宮委員の言うように慎重を期した物事の進め方をやっついていかないと軽々しくせず、上から言われたからどうにもならんというのでは</p>

	いかんと思います。
大宮委員	大事な農地やから輪島市の発展に本当に寄与するのなら皆さんと相談しながら許可を下ろせばいいわけで、輪島市にとってどうやと感じた時は許可を下ろしたらだめな部分も出てくるような気もするもので、今回みたいに広大な場所での流れで言ったらうんもすんもないと思ったもので慎重に進めていってほしいという思いはします。
議長	第1種農地と第2種農地と第3種農地があるので第3種農地は許可も楽だけど第1種農地は農地として保存しなければならないから、この場合は第3種農地で輪島市の都市計画法に基づいて、第3種農地の住宅などを延ばすところとして指定してあるからそれに基づいて許可をしていくという様な考え方で良いかと思います。
事務局	事務局のお知らせもご指摘のように不手際もあったかと思いますが、もちろん今後も大きいもしくは優良農地を大幅に使うものについては事前に業者からも相談が来るはずなので、その時には正式な書類が出てこなくても総会で情報提供等をして農業委員会の手続きをする考えで指導していきたいと考えております。今回を教訓としまして改めたいと考えております。
田上委員	都市計画区域があるかと思うけど、都市計画区域の中に優良農地は一杯あるかと思うけど、その辺の兼ね合いを考えたときに、都市計画区域だから何をしても良いのか、この会がある以上そういう訳にいかないと思うが、私の地域の大野でも都市計画区域に入っている所と入っていない所では案外楽なところもあるけど、この辺は当然都市計画区域に入っているかと思うのでどのようにしても良いかどうか教えてほしい。
大宮委員	それを一回一回やり方が違うのでややこしい。いずれにしても細かく相談してほしい。
田上委員	また会長とも相談して報告してほしい。
議長	ほかにございませんか。

質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第10号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」との声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって【議案第10号】は、原案どおり可決決定いたします。次に市長より提出のあった【議案第11号】の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい。ご説明いたします。議案書13ページをご覧ください。議案第11号の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてです。今月は11件です。

1番です。土地の所在は、町野町鈴屋〇〇の田181㎡、同じく〇〇の田95㎡、同じく〇〇の田59㎡、同じく〇〇の田138㎡、同じく〇〇の田165㎡、同じく〇〇の田327㎡、同じく〇〇の田304㎡、同じく〇〇の田244㎡で契約期間が平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間の農地利用集積円滑化団体経由の町野町栗蔵の〇〇さんから町野町栗蔵の〇〇への賃貸借権の設定です。

2番です。土地の所在は、横地町〇〇の畑598㎡、同じく〇〇の畑644㎡、同じく〇〇の畑386㎡、同じく〇〇の畑280㎡、同じく〇〇の畑515㎡、同じく〇〇の畑459㎡、同じく〇〇の畑552㎡で契約期間が平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間の横地町の〇〇から河井町の〇〇さんへの賃貸借権の設定です。

3番です。土地の所在は、町野町東大野〇〇の田238㎡、同じく〇〇の田36㎡、同じく〇〇の田92㎡で契約期間が平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間の農地利用集積円滑化団体経由の町野町東大野の〇〇さんから町野町栗蔵の〇〇への賃貸借権の設定です。以上、いしかわ農業総合支援機構以外への貸出については、6,992㎡で内訳は田が3,558㎡、畑が3,434㎡です。

追加でいしかわ農業総合支援機構への貸出です。

4番です。土地の所在は、町野町寺山〇〇の田1,377㎡、町野町鈴屋〇

○の田 2,635 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 3,088 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 3,080 m<sup>2</sup>で契約期間が平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間で町野町栗蔵の○○さんからいしかわ農業総合支援機構への中間管理権の設定です。

5 番です。土地の所在は、町野町大川○○の田 2,618 m<sup>2</sup>、町野町東大野○○の田 1,762 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 435 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 1,005 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 924 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 920 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 855 m<sup>2</sup>で契約期間が平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間で町野町東大野の○○さんからいしかわ農業総合支援機構への中間管理権の設定です。

6 番です。土地の所在は、町野町広江○○の田 976 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 987 m<sup>2</sup>、町野町広江○○の田 1,021 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 1,021 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 971 m<sup>2</sup>、町野町広江○○の田 917 m<sup>2</sup>、町野町広江○○の田 939 m<sup>2</sup>で契約期間が平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間で町野町広江の○○さんからいしかわ農業総合支援機構への中間管理権の設定です。

7 番です。土地の所在は、門前町馬場○○の田 1,906 m<sup>2</sup>で契約期間が平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間で門前町腰細の○○さんからいしかわ農業総合支援機構への中間管理権の設定です。

8 番です。土地の所在は、門前町馬場○○の田 1,183 m<sup>2</sup>で契約期間が平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間で金沢市の○○さんからいしかわ農業総合支援機構への中間管理権の設定です。

9 番です。土地の所在は、門前町馬場○○の田 779 m<sup>2</sup>で契約期間が平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間で門前町馬場の○○さんからいしかわ農業総合支援機構への中間管理権の設定です。

10 番です。土地の所在は、門前町馬場○○の田 327 m<sup>2</sup>で契約期間が平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間で金沢市の○○さんからいしかわ農業総合支援機構への中間管理権の設定です。

11 番です。土地の所在は、門前町馬場○○の田 1,069 m<sup>2</sup>で契約期間が平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間で門前町馬場の○○さんからいしかわ農業総合支援機構への中間管理権の設定です。

以上いしかわ農業総合支援機構への貸出については、29,819 m<sup>2</sup>で内訳は田が 29,819 m<sup>2</sup>です。以上です。

議 長	それではこれより質疑を許します。
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 1 1 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 1 1 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第 7 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 17 ページをお開きください。報告第 7 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 3 件です。</p> <p>報告 1 番です。土地の所在は久手川町〇〇の田ほか 23 筆、4,873 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 8 筆 2,660 m<sup>2</sup>で畑が 16 筆 2,213 m<sup>2</sup>です。相続人は金沢市の〇〇さんで届出日は平成 28 年 2 月 18 日です。届出事由は相続です。</p> <p>18 ページをお開きください。報告 2 番です。土地の所在は町野町麦生野〇〇ほか 19 筆、19,026.13 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 13 筆 17,376 m<sup>2</sup>で畑が 7 筆 1,650.13 m<sup>2</sup>です。相続人は町野町麦生野の〇〇さんで届出日は平成 28 年 2 月 23 日です。届出事由は相続です。</p> <p>報告 3 番です。土地の所在は二ツ屋町〇〇の畑 22 m<sup>2</sup>です。相続人は金沢市の〇〇さんほか 1 名で届出日は平成 28 年 3 月 3 日です。届出事由は相続です。</p> <p>以上合計 45 筆 23,921.13 m<sup>2</sup>で内訳は田が 21,302 m<sup>2</sup>、畑が 2,619.13 m<sup>2</sup>です。以上となります。</p>
議 長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)

議 長	<p>それでは【報告第7号】を終わります。</p> <p>次に【報告第8号】の農地法第18条第1項第2号の規定による農地の賃貸借の解約について受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 27 ページをお開きください。農地法第18条の規定による合意解約通知についてです。今月は4件です。</p> <p>報告1番です。土地の所在は山岸町〇〇の田 550 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 680 m<sup>2</sup>です。借受人は山ノ上町の〇〇さんで貸出人は山岸町の〇〇さんです。解約事由は合意解約で合意年月日及び引渡年月日は平成 28 年 3 月 1 日です。</p> <p>報告2番です。土地の所在は山岸町〇〇の田 680 m<sup>2</sup>です。借受人は山ノ上町の〇〇さんで貸出人は鳳至町の〇〇さんです。解約事由は合意解約で合意年月日及び引渡年月日は平成 28 年 3 月 1 日です。</p> <p>報告3番です。土地の所在は山岸町〇〇の田 670 m<sup>2</sup>、山岸町〇〇の田 648 m<sup>2</sup>です。借受人は山ノ上町の〇〇さんで貸出人は山岸町の〇〇さんです。解約事由は合意解約で合意年月日及び引渡年月日は平成 28 年 3 月 1 日です。</p> <p>報告4番です。土地の所在は山岸町〇〇の田 680 m<sup>2</sup>です。借受人は山ノ上町の〇〇さんで貸出人は山岸町の〇〇さんです。解約事由は合意解約で合意年月日及び引渡年月日は平成 28 年 3 月 1 日です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。</p>
石倉委員	<p>1番から4番まで山岸町で先ほどの〇〇の案件のものだと思いますが、〇〇について事前に行うものなのでしょうか。事務局で把握していたら教えてください。</p>
事 務 局	<p>今回の4件については〇〇さんの関係で聞いておりますが、〇〇については私も存じ上げておりません。もしかしたら今かかっている部分の転用案件としては主に〇〇ですが区画整理事業はここだけではないと聞いておりますのでそのためではないかと考えております。</p>

議 長	それでは【報告第 8 号】を終わります。 次に【報告第 9 号】の農地の形状を変更する届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、ご説明いたします。議案書 22 ページをお開きください。農地改良届出についてです。今月は 1 件です。 報告 1 番です。土地の所在は小伊勢町〇〇の田 254 m <sup>2</sup> の自作地です。届出者は野々市市の〇〇さんで農地改良理由は農地の形状が三角で水あて耕作がしにくいため盛土したいとの事です。工期及び施工内容は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までで盛土高は 25 cm、施行は〇〇さんです。 合計 1 筆 254 m <sup>2</sup> で内訳は田が 254 m <sup>2</sup> です。以上です。
議 長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
谷内委員	改良した後は畑として利用するという事なんですかね。
事 務 局	今回も近くで 4 条の申請が出ておりましたが、田んぼから田んぼへパイプでつないでいる状態でしたので、今回土盛りした上で野菜などを作付けする予定です。
東 委員	先ほど事務所として利用する所と繋がっているけど関係ないのですか。
事 務 局	関係ないです。今月、先月とたまたま近くで案件が重なっただけです。
議 長	それでは【報告第 9 号】を終わります。 次に市長より提出のあった【議案 1 2 号】の「農地」に該当しない事についてお諮りします。事務局説明をお願いします。
事 務 局	はい。ご説明いたします。今回、3 月の総会で平成 26 年度より農業委員の皆さんによる調査いただいた利用状況調査に基づいて農地に該当しないか諮りたいと考えております。こちらにつきましては前回の利用状況調査で昨年 11 月、12 月に皆さまに行っていたいただいた利用状況調査ではなく、その前の年に輪島市内の農地を全筆調査していただいた

んですが、その際に山林、雑種地や宅地などいろいろな地目がございましたが、今回は山林および雑種地についてお諮りしたいと考えております。地番につきましてはこの後説明いたしますがおおよそ 9 万筆ございますので回覧で回して見ていただきたいと思いますと考えております。

追加の議案書 2 ページをお開きください。農地利用状況調査に基づく非農地通知についてです。非農地化を実施する理由としましては平成 20 年 4 月に農林水産省経営局長通知で 4 ページ以降をご覧いただきたいとおもいますが、5 ページの事務手続きの 2 の農業委員会は、農業委員等による対象地の現況確認を行い、「農地」に該当するか否かについては農業委員会総会の議決により判断するとされています。これに基づき判断する必要があると考えております。また、平成 26 年の改正農地法により農業委員会が「再生困難」とした農地については、非農地通知の発出により非農地化することができる。農地利用状況調査結果を利用し、農地法対象農地を極力適正な状態にしたい、こちらについては平成 26 年度の結果に基づき農地でないものは農地でないものとしていきたいと考えております。今回、農振農用地以外の山林・雑種地を非農地化させたい。

農地の現状としましては平成 27 年 12 月現在で農地筆数は 191,676 筆、うち荒廃地筆数は 99,942 筆で農振農用地筆数は 48,400 筆で荒廃農地筆数 99,942 筆のうち農振農用地筆数は 6,995 筆です。

3 月総会にて審議する筆数等は山林が 57,574 筆、1,083ha で雑種地が 33,822 筆、488ha で合計 91,396 筆、1,574ha が対象です。上記の非農地化の対象との差の 8,546 筆については主に宅地や墓地、公共用地などであり、宅地や墓地については無断転用の疑いもありますので非農地化する対象とはせず今後の総会で検討することとしたいと考えております。

非農地化までの流れにつきましては、①平成 26 年度に行われた農地利用状況調査に基づき、②今回の農業委員会総会にて議決を行い、③所有者、市税務課、法務局に非農地通知を通知することとしております。様式については 3 ページをご覧いただきたいと思います。通知については今回大量であるのと市内の広範囲にわたるため広報など十分周知した上で、特に意向調査でもこれなんやというお話がありますので、その点周知した上で実施するのが良いかと思っております。

市の税務課への通知を行うのと、また法務局での登記につきましては、



法務局としては非農地通知書により農地以外の地目に変更することができます。これについては従来非農地証明という事で総会で諮ったあと法務局で地目を変更することを行っていました。今回については8ページの登記申請書のとおりになります。ここには地番の35番2の畑150㎡から宅地150.27㎡に平成25年2月11日に地目を変更した事になりますが、地目については所有者と登記官との相談により決定することになり、たとえば山林になるという流れになります。こちらにつきましても地目変更ということで手数料はかかりません。ただし、登記官も他の事務を抱えておりますので相談して時間を設定した上で相談してほしいとの事でした。地目につきましても今回委員会が山林なり雑種地としたわけですが登記官と所有者と相談した上で決定する事になります。非農地通知の関係と流れについては以上でございます。

議長 これより質疑を許します。

安委員 地目変更については手数料はいらないのですか。

各委員 この間法務局へ相談に行ったときにはいらないということで回答をいただいております。

議長 9万何千筆となると法務局は忙しくなるね。

事務局 あくまでも法務局で代えるのは所有者さんが法務局へ行って代えることになるので我々は通知するだけになります。本人さんがしない場合にはそのままです。

東委員 委員会から通知が行っても本人がしない場合にはそのままという事やね。

事務局 ただし、総会の中で一昨年に皆さまに調査していただいた現況が農振農用地以外の山林、雑種地について非農地化していいというお話であれば通知を広報などしたお知らせした上で所有者の皆さんに行うという事になります。それで農業委員会の守備範囲から外れるという事になります。登記は農地のまま残っているかもしれませんが、農業委員会として

	は今後農地とみなさないという部分になります。
石倉委員 議長	法務局へ委員会から案内すると法務局としては期限を設定するということですか。たとえば10年後でも20年後でもこの通知でみなすのか、10年までなら大丈夫かは聞いていない。
事務局	それについては聞いておりませんが、あくまで農業委員会として非農地として送ります。違うという事であれば期限を区切らず出来る話になると思います。
石倉委員	一筆一筆明細が出ている訳やけど、現地に対して100%合っているか違っているかという調査したものとしては自信がないから、変更うんぬんという可能性があるもんかね。
事務局	今回非農地通知を送ることになります。ただし、本人がいやここは農地やと作っているという場合はそれをもって農業委員会としては通知を出しましたが改めて農地に戻すという事はできます。
議長	登記官というのは絶対的な権限があるんで地目変換をしていく場合には登記官が現地確認をして地目変換をしていくのか、登記官によってはすごく厳しい方もいるので。
事務局	現況次第ということになるのでそこは所有者と登記官との相談というのはそこになります。
議長	農業委員会からの通知書を見てこれならって地目変換する登記官といや現地を見ないといかんという登記官と登記官によってはいろいろあるんやけど。
事務局	基本は現地を確認するのですが数によると思われま。
議長	輪島市だけで9万筆となったら奥能登では数十万筆になるんじゃないか。確かに現地を見たら直径30cmくらいの杉が生えてる農地があって、そういう所は今の通知で山林に地目変更すればいいんやけど。税務

	<p>課は現況を山林とか通知が来るね。</p>
谷内委員	<p>ただ前提となる調査もいろんなものを駆使しているけどアバウトなもので、その辺のところをなんでこんな判定をしたとかいろんな苦情があると思うのでそういうものを前提とした周知活動や広報をする時にはそういう文言を含めた案内をしないと一方的に農業委員会がこう判断したのでこう手続きをせいと案内じゃ抵抗があるだろうね。</p>
事務局	<p>調査した方が全員所有者と立ち会った訳ではないので、その点ご本人に通知が行ったときにここはまだ作っているとか、作ってはいないけど地番が間違っているとかそういう誤認というのは必ずあると思いますのでそういう申請が本人からありましたら先ほど坂出が申しましたがうちの台帳も訂正は速やかに行うことができますので事務局で対応します。</p>
安委員	<p>逆に調査漏れで追加もできるのですか。</p>
事務局	<p>それも出来ます。そこに関しては利用状況調査については毎年行う事になっておりますし、去年は11月頃に行っていただきましたが今年は早めに8月頃に行う事になりそうです。あと、その後にはこのような流れになるかと思っておりますので、今回1回限りになることはありません。</p>
谷内委員	<p>今年も対象地区を代えて行えという事かね。</p>
事務局	<p>国の改正された法律には毎年行うという事になっております。</p>
田中委員	<p>普通地目変換というのは法務局から現地を見に来るやわね。けどこの通知書があればそれは無いわけですか。</p>
事務局	<p>それは法務局次第です。我々はこうですよという案内をご本人や法務局には出すんですけども法務局もあくまで土地所有者が手続きにこなければ替えませんし、来たときに現地を確認するかは法務局の考え次第で見に行く場合もあります。</p>
田中委員	<p>見に行く場合もあるわけやね。その時には本人と登記官だけで代書人は</p>

	いらんわけやね。
事務局	その手続きを代書人がやっていけばそうですし、自分がやっていけば自分だけです。
田中委員	法務局の人は立ち会っても日当を払わなくてもいいわね。
事務局	そうですね。時間内なら通常業務ですので。
議長	ほかにございませんか。質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第12号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第12号】は、原案どおり可決決定いたします。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については時間の関係もあり来月に行います。
議長	それでは第3回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

平成28年3月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員 10番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員 11番

\_\_\_\_\_